

# 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターYouTubeチャンネル利用要領

## (目的)

第1条 この要領は、琵琶湖環境科学研究センターが研究内容について動画共有サービス YouTube を利用して情報発信するために、必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google, LLC. がインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
- (2) アカウント YouTube上において動画を管理するために取得した権利及びユーザ名をいう。
- (3) 公式アカウント 琵琶湖環境科学研究センターが管理するアカウントをいう。
- (4) 公式チャンネル 公式アカウントで管理され、琵琶湖環境科学研究センターの動画が掲載されているチャンネルをいう。

チャンネル名：LBERI\_滋賀県琵琶湖環境科学研究センター

## (運用管理者)

第3条 公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は管理部長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) YouTube上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザ情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせ及び苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

## (掲載内容)

第4条 公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 琵琶湖環境科学研究センターの研究内容に関する情報
  - (2) その他、運用管理者が適当と認めるもの
- 2 琵琶湖環境科学研究センターが別途定める「滋賀県琵琶湖環境科学研究センターソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

## (アカウント運用者の明示)

第5条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザ名等を琵琶湖環境科学研究センターホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「滋賀県琵琶湖環境科学研究センターソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

## (その他)

第6条 この要領に定めのない事項は琵琶湖環境科学研究センター所長が別に定める。

## 付 則

この要領は、令和2年10月2日から施行する。